保護者　様

京都府立工業高等学校長

インフルエンザについて

日頃は、本校の教育活動に御理解と御協力をいただきありがとうございます。
さて、インフルエンザ等、感染症に罹患された場合は、学校まで御連絡をお願いします。
なお、罹患された場合は感染力が弱くなるまで登校を控えることが、蔓延を防ぐことに繋がりますので、出席停止の取扱いについて御理解と御協力をお願いします。

＜医療機関で「インフルエンザ」と診断された場合＞

1　診断後、直ちにＨＲ担任に電話連絡をしてください。
2　療養後、登校時に保健室へ**「治癒報告書」**を提出してください。
※「治癒報告書」の用紙に必要事項を**保護者が記入・押印してください。（診断書は不要）**
（用紙はホームページ「お知らせ」からダウンロードしていただくこともできます。）

＊インフルエンザの出席停止期間

「発症した後５日を経過し、かつ、解熱した後２日を経過するまで」

＊発症日は病院に受診した日ではなく、インフルエンザ症状（発熱など）が始まった日です。
そのため、受診時に医師に発症日を相談・確認することが必要です。
＊最短でも発症した後５日間は出席停止となります。また、解熱した日によって出席停止期間が延長されますので、下の表に当てはめて確認してください。

（参考）インフルエンザ出席停止期間早見表

	発症日 ０日目	発症後 １日目	発症後 ２日目	発症後 ３日目	発症後 ４日目	発症後 ５日目	発症後 ６日目	発症後 ７日目	発症後 ８日目
発症後１日目に解熱した場合	発熱	解熱	解熱後 １日目	解熱後 ２日目	発症後 ４日目	発症後 ５日目	○		
	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	登校可能		
発症後２日目に解熱した場合	発熱	発熱	解熱	解熱後 １日目	解熱後 ２日目	発症後 ５日目	○		
	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	登校可能		
発症後３日目に解熱した場合	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後 １日目	解熱後 ２日目	○		
	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	登校可能		
発症後４日目に解熱した場合	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後 １日目	解熱後 ２日目	○	
	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	登校可能	
発症後５日目に解熱した場合	発熱	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後 １日目	解熱後 ２日目	○
	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	登校可能